

幸手市乗合型デマンドタクシー実証運行事業 運賃案

基本運賃

区分	対象者	運賃
大人	中学生以上	300円
小児	小学生	200円
幼児・乳児	未就学児（6歳未満）	無料

割引運賃

区分	対象者（基本運賃の大人区分の該当者）	運賃
1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 第15条第4項の規定による身体障害者手帳の 交付を受けている者	200円
2	療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第 156号厚生事務次官通知）による療育手帳の 交付を受けている者	
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定 による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け ている者	
4	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3 項に規定する者であって、同法第27条の規定 により要介護認定を受けている者	
5	介護保険法第7条第4項に規定する者であっ て、同法第32条の規定により要支援認定を受 けている者	
6	介護保険法第115条の45の地域支援事業の利 用者として市が認定した者	
7	区分1から6までのいずれかに該当する者1人 につき同伴する介助者1人	